

年金 2026年5月15日

## 2026（令和8）年度の年金額は、前年度から 国民年金は1.9%、厚生年金は2.0%の引上げ



年金額は、物件変動率が名目手取り賃金変動率を上回った場合は、現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、「名目手取り賃金変動率」を用いて改定します。

このため、2026（令和8）年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（+2.1%）を用いて改定されます。

また、本年度においてもマクロ経済スライドによる調整（国民年金（基礎年金）が▲0.2%、厚生年金（報酬比例部分）が▲0.1%）が行われます。

従って、2026（令和8）年度の年金額の改定率は、国民年金（基礎年金）が**+1.9%**、厚生年金（報酬比例部分）が**+2.0%**となります。なお、年金額は、通常、4月分が支払われる6月から引き上げられます。

### ■ 2026（令和8）年度の年金額の例

	2025（令和7）年度 （月額）	2026（令和8）年度 （月額）
<b>国民年金</b> （満額の老齢基礎年金1人分）	69,308円	70,608円 （+1,300円）
<b>厚生年金</b> （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	232,784円	237,279円 （+4,495円）

- ・厚生年金は、男性の平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

### ■ 2026（令和8）年度の年金価格一覧

#### ○ 国民年金

		2026（令和8）年度価格	月額
老齢基礎年金 遺族基礎年金（基本額）	新規裁定者	847,300円	70,608円
	既裁定者	844,900円	70,408円
1級 障害基礎年金	新規裁定者	1,059,125円	88,260円
	既裁定者	1,056,125円	88,010円
2級 障害基礎年金	新規裁定者	847,300円	70,608円
	既裁定者	844,900円	70,408円
第1子・第2子の加算額		243,800円	20,316円
第3子以降の加算額		81,300円	6,775円

新規裁定者 …1956年4月2日以後生まれの方

既裁定者 …1956年4月1日以前生まれの方

## ○ 配偶者に支給される遺族基礎年金

		基本額	加算額	合計額	月額
子が1人のとき	新規裁定者	847,300円	243,800円	1,091,100円	90,925円
	既裁定者	844,900円	243,800円	1,088,700円	90,725円
子が2人のとき	新規裁定者	847,300円	487,600円	1,334,900円	111,241円
	既裁定者	844,900円	487,600円	1,332,500円	111,041円
子が3人のとき	新規裁定者	847,300円	568,900円	1,416,200円	118,016円
	既裁定者	844,900円	568,900円	1,413,800円	117,816円

## ○ 子に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	1人の額	月額
子が1人のとき	847,300円	0円	847,300円	847,300円	70,608円
子が2人のとき	847,300円	243,800円	1,091,100円	545,550円	45,462円
子が3人のとき	847,300円	325,100円	1,172,400円	390,800円	32,566円

## ○ 厚生年金

		2026（令和8）年度価格	月額
3級障害厚生年金の最低保証	新規裁定者	635,500円	52,958円
	既裁定者	633,700円	52,808円
障害手当金の最低保証額	新規裁定者	1,271,000円	105,916円
	既裁定者	1,267,400円	105,616円
加給年金額			
配偶者（65歳未満）		243,800円	20,316円
第1子・第2子		各243,800円	各20,316円
第3子以上		各81,300円	各6,775円
配偶者加給年金額+特別加算			
（昭和9.4.2～昭和15.4.1）		279,800円	23,316円
（昭和15.4.2～昭和16.4.1）		315,700円	26,308円
（昭和16.4.2～昭和17.4.1）		351,800円	29,316円
（昭和17.4.2～昭和18.4.1）		387,700円	32,308円
（昭和18.4.2～生）		423,700円	35,308円
遺族年金の中高齢寡婦加算	新規裁定者	635,500円	52,958円
	既裁定者	633,700円	52,808円

## ○ 物価変動に応じて引上げ（3.2%）となる諸手当

\*（ ）内は前年比

	2025（令和7）年度 （月額）	2026（令和8）年度 （月額）
児童扶養手当 （子1人、全部支給の場合）	46,690円	48,050円（+1,360円）
特別児童扶養手当	1級：56,800円	1級：58,450円（+1,650円）
	2級：37,830円	2級：38,930円（+1,100円）
特別障害者手当	29,590円	30,450円（+860円）
障害児福祉手当	16,100円	16,560円（+460円）
老齢年金生活者支援給付金	5,450円（*）	5,620円（*）（+170円）

（\*）基準額。実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。